

## 1 計画の基本的な考え方

### (1) みどりの基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第3条の2第1項の規定に基づき定められる「緑の基本方針」及び「緑の基本方針」を基に都道府県が定める「緑の広域計画」と整合を図り、策定されるものになります。

「横須賀すみどりの基本計画」（以下、「みどりの基本計画」、「本計画」という）は、都市緑地法第4条及びみどりの基本条例第9条に基づき、市が策定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画のことで、平成9年（1997年）に策定されて以降、複数回の改定を経て現行の計画に至ります。

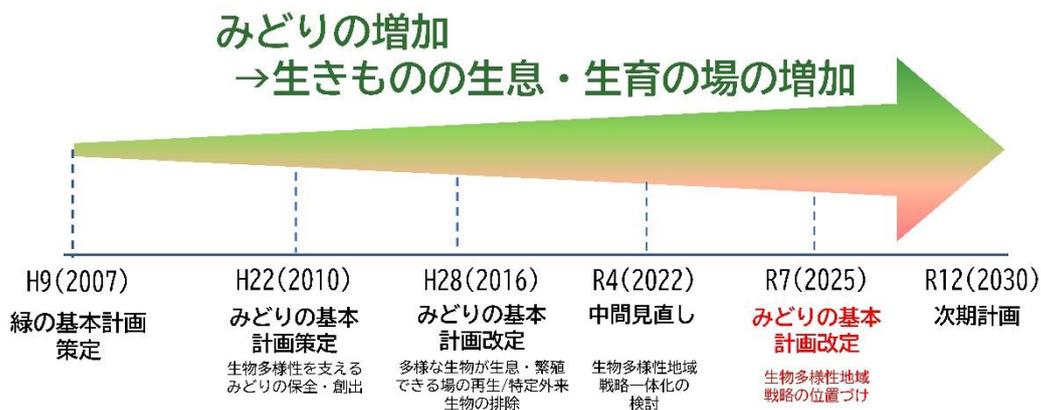
本計画では、市内のみどりを対象に、それらを保全、創出するための「基本理念」や「みどりの将来像」などの目標を定め、それを実現していくための施策展開を示しています。これにより「みどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備」等の施策を総合的に進めていくことができ、効果的、効率的に都市のみどりを保全、創出することができます。

### (2) 生物多様性地域戦略とは

生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法第13条に基づき地方公共団体が策定する生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するために国が策定した国家戦略を基本として、各地域の自然的、社会的条件に応じた生物多様性に関わる課題に対して、よりきめ細かな取組みを進めるための計画です。

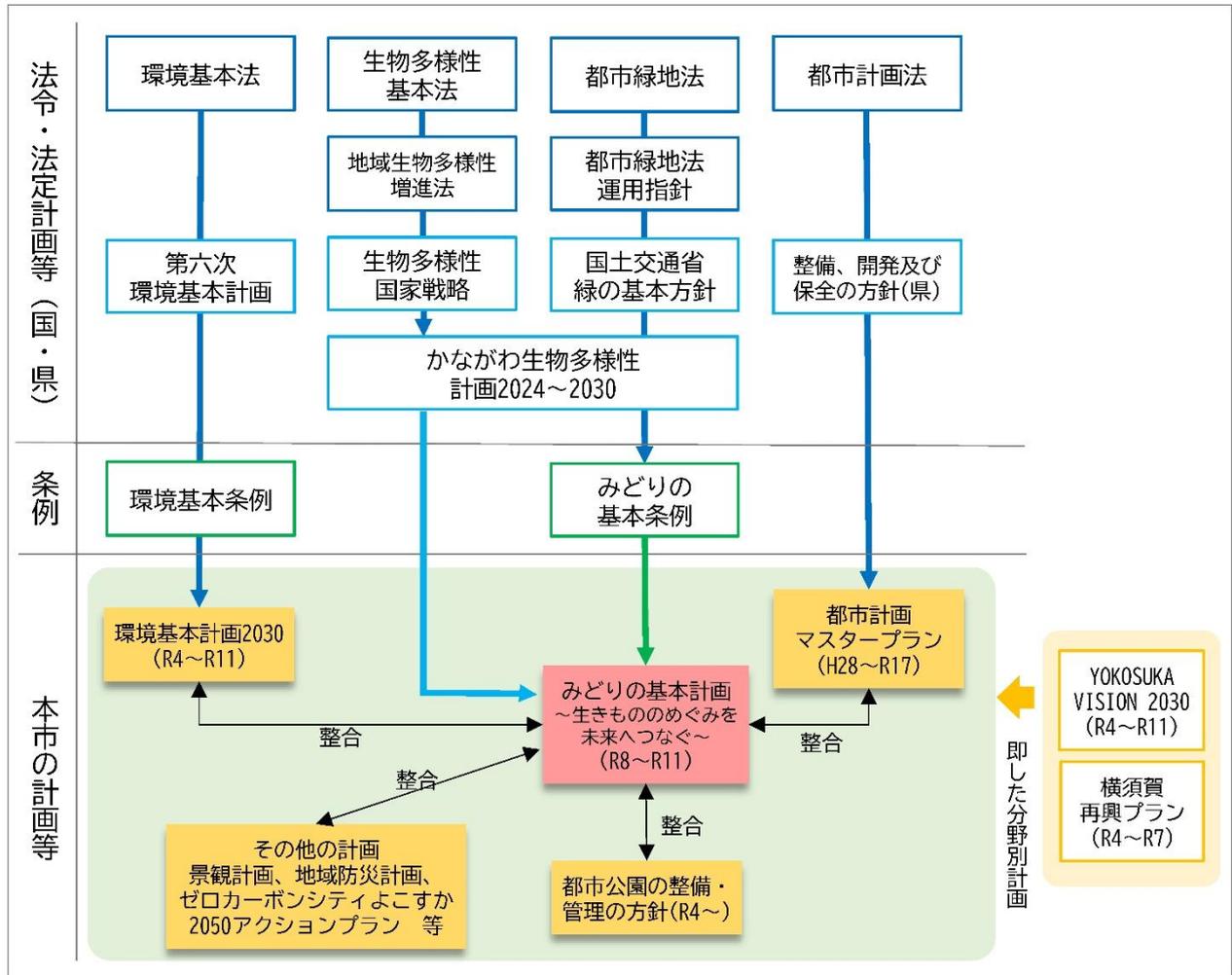
環境省が策定した「生物多様性地域戦略の手引き（令和5年度改定版）」では、生物多様性地域戦略の記載内容は他計画と重複することもあるため、他計画の中で生物多様性に関するテーマを扱っている部分を生物多様性地域戦略とみなすことも可能であるとしています。

本市では、これまでのみどりの基本計画において、みどりの保全や緑化の推進とともに生物多様性の確保に関する取組みを進めてきました。こうした生物多様性の確保に向けた取組みを強化及び推進し、また新たな取組みも加えることで、本計画を生物多様性地域戦略としても位置づけます。



### (3) 計画の位置づけ

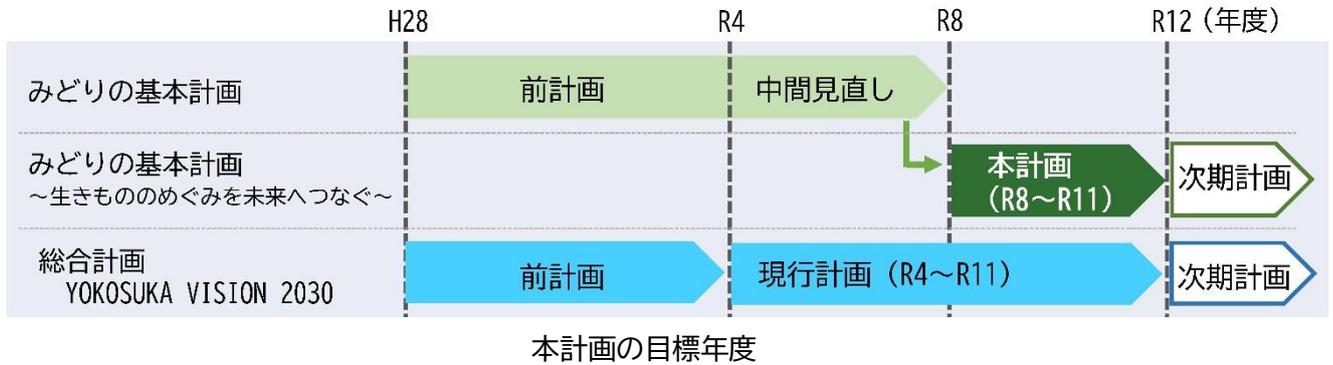
本計画は「横須賀市みどりの基本計画（平成9年策定、平成28年改定）」の改定計画であるとともに、本市の「総合計画」に即した分野別計画です。また、「横須賀市環境基本計画2030」や「横須賀市都市計画マスタープラン」、神奈川県が策定した「かながわ生物多様性計画2024～2030」等との整合を図っています。



本計画の位置づけ

## (4) 目標年度

本計画の目標年度は横須賀市総合計画の目標年度に合わせて令和11年度（2029年度）までの4年間とし、令和12年度（2030年度）に横須賀市総合計画の新規計画に即した新たな計画へ改定する予定です。



## (5) 対象区域

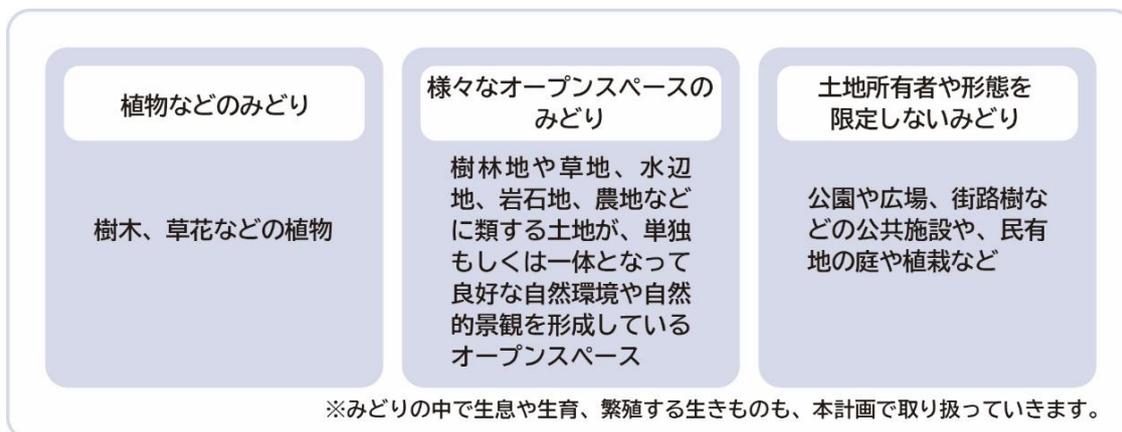
本市のみどりの保全や緑化の推進、生物多様性に関する取組み等を効率的かつ計画的に進めるため、横須賀市全域を本計画の対象とします。

## 2 「みどり」と「生物多様性」の基本的な考え方

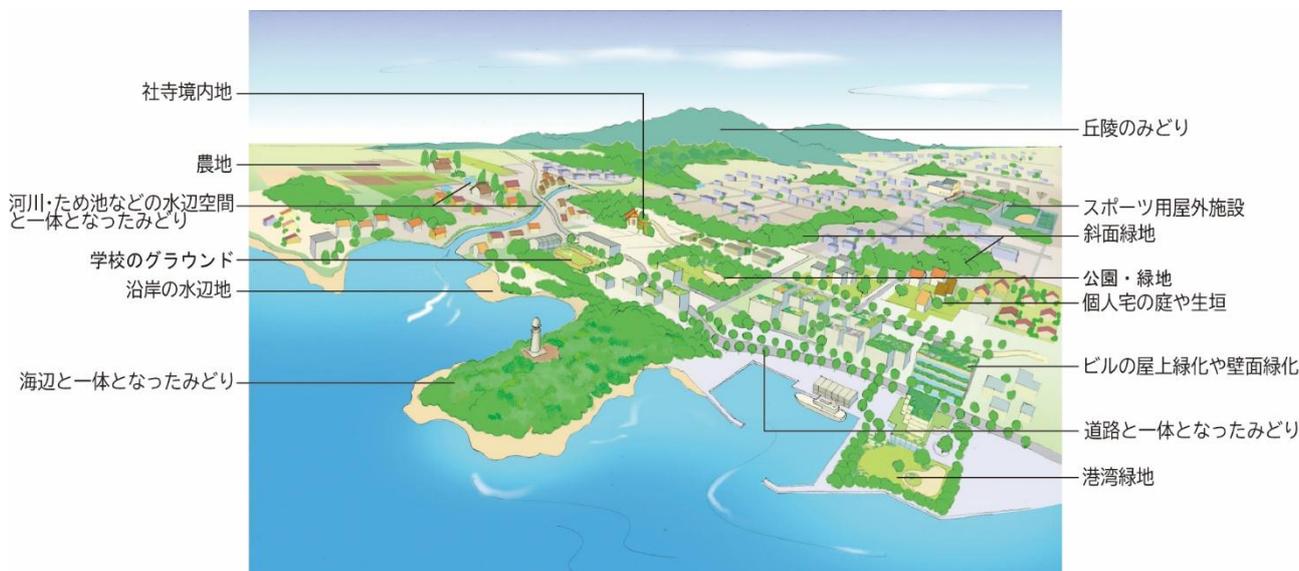
### (1) みどりとは

本計画で対象とする「みどり」は、「植物」だけでなく「様々なオープンスペース」「土地所有者を限定しないみどり」など、幅広いものを対象とします。

これらの「みどり」を保全、創出し、より良い状態にしていくことで、生物多様性の確保にも寄与すると考えます。



対象とするみどり



対象とするみどりの具体例

## (2) 生物多様性とは

生物多様性条約では、生物多様性には「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルの多様性があるとしています。生態系、種、遺伝子には、それぞれに様々な種類、差異が存在しており、またそれらは複雑に関わり合っています。生物多様性とは、こうした生きものの豊かな個性とつながりのことを指します。

生物多様性は人間活動などによって劣化や消失が続いており、生物多様性国家戦略 2023-2030 で「4つの危機」として整理されています。

本市では、平成25年度（2013年度）から耕作放棄地となった田んぼを再生し、周辺の樹林地を管理することで里山の環境保全、活用事業を実施してきました。本事業により、みどりが創出され、里山の生きものが復活し、生物多様性の保全が実現しました。本市では主に、生きものが生息する場を作る取組み、すなわち生態系の多様性の保全を行っています。種の多様性の保全も実現しています。また場を作る際には、遺伝子の多様性にも配慮し、外来生物の防除を行い、他の場から生きものを移入しないようにしています。

### 3つのレベルの多様性の例

<p><b>【生態系の多様性】</b> 森林や里山、河川、海といった多様な環境のまとまり（自然）が存在することを指します。</p>	 森林	 里山	 河川
<p><b>【種の多様性】</b> 生態系を構成する種について、動植物から菌類、バクテリアに至るまで様々な生きものが育まれることを指します。</p>	 鳥類（ルリビタキ）	 昆虫類（アサギマダラ）	 植物（イソギク）
<p><b>【遺伝子の多様性】</b> 同じ種であっても地域ごとに見られる個体の形や模様、生態が異なるなど、遺伝子のレベルで多様な違いがあることを指します。</p>	 他の種との交雑により数が少なくなったミナミメダカ	 関東と関西で発光間隔が異なるゲンジボタル	

#### 第1の危機

##### 開発など人間活動による危機

- ・森林伐採や農地転用、河川や海域における水面の埋立てによる生態系の破壊
- ・動植物の乱獲や盗掘による種・個体数の減少・絶滅

#### 第2の危機

##### 自然に対する働きかけの縮小による危機

- ・里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
- ・林業生産活動の低迷による森林の荒廃
- ・シカやイノシシ等偏った種の増加による、生態系への影響

#### 第3の危機

##### 人間により持ち込まれたものによる危機

- ・外来種による在来種の捕食、在来種との生息場所等の競合、交雑による遺伝的なかく乱
- ・動植物への毒性をもつ化学物質による生態系への影響

#### 第4の危機

##### 地球環境の変化による危機

- 地球温暖化進行による高山帯の縮小や海面温度上昇とそれに伴う動植物の絶滅のリスクの増加

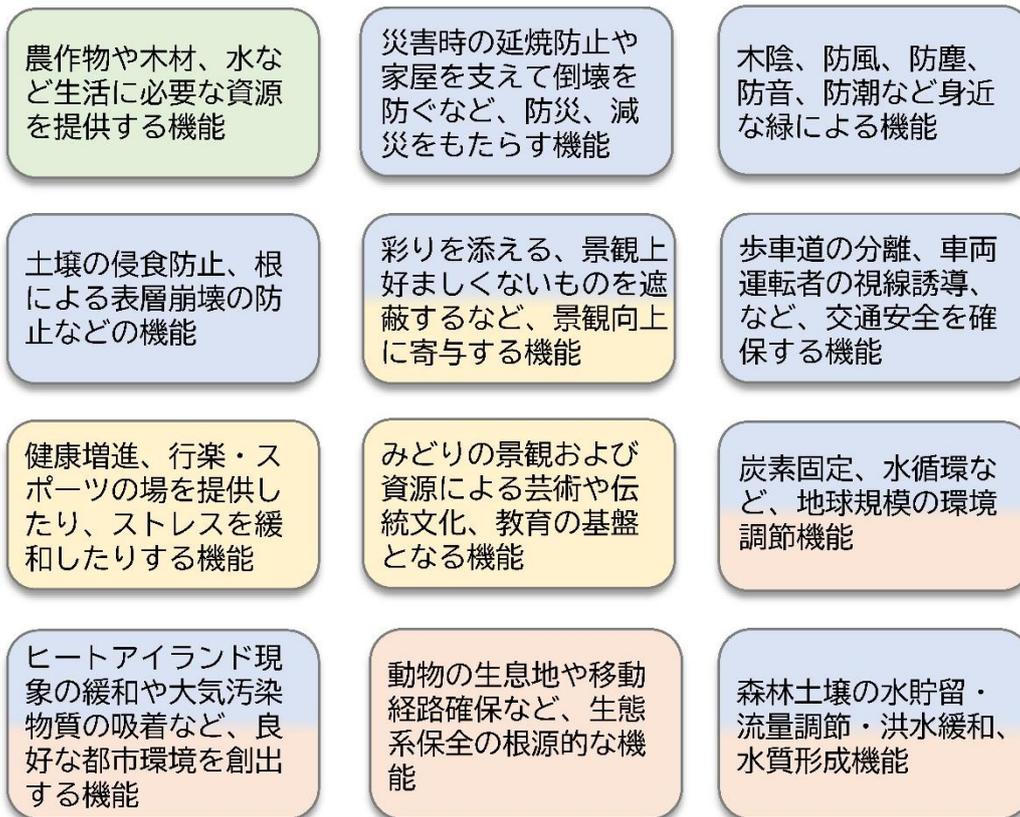
### 生物多様性の4つの危機

### (3) みどりの機能と生態系サービス

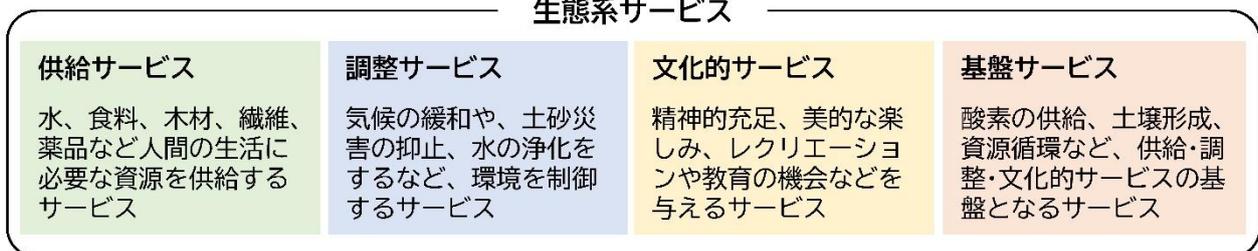
みどりには様々な機能があり、これらの機能がより効果的に発揮されていくことが求められます。また、生物多様性から得られるめぐみを「生態系サービス」と呼び、それらは、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類されます。

これらのみどりの機能や生態系サービスは自然のめぐみとして我々の生活と密接に関係しており、安全、安心で快適な生活を過ごすために重要な役割を担っています。

みどりの機能と生態系サービスは重複している部分が多く、以下の図に示すように関連しています。



#### 生態系サービス



みどりの機能と生態系サービスの関連



生態系保全機能



健康増進機能(久里浜1丁目公園)



延焼防止機能

(出典：公益財団法人地球環境戦略研究機関  
国際生態学センター、消防庁消防研究センター)



景観向上機能(よこすか海岸通りの街路樹)

## コラム COLUMN

### バイオミメティクス (バイオミミクリー)

生態系の供給サービスの中には、生きものの構造や生態に着想を得て新しい技術の開発やものづくりに活かすことも含まれます。これをバイオミメティクス（生物模倣）といいます。

例えば、カワセミのくちばしをヒントに空気抵抗の少ない新幹線の車両が設計されたり、蚊の口吻をヒントに痛くない注射針が開発されたりしています。

このように、工学、材料科学、医学など様々な分野でバイオミメティクスが取り入れられています。



## ○グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード、ソフト両面において、前述のみどりが持つ様々な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土や都市、地域づくりを進めていくことをグリーンインフラストラクチャ（以下、グリーンインフラ）と言います。

グリーンインフラの特徴と意義として、施設や空間そのものが多様な機能を有することを示す「機能の多様性」、地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が維持管理等に関与することを示す「多様な主体の参画」、自然環境の変化などにより新たな機能を発揮することを示す「時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」または「育てる」インフラ）」といった3つの点が挙げられます（グリーンインフラ推進戦略の概要（令和元年7月）/国土交通省より抜粋）。



雨水の浸透による減災、気温上昇の抑制



樹林地の維持管理による防災、減災、  
防風などの森林機能の向上



自然の中での運動及び憩いの場の提供に  
よる健康の増進やストレスの緩和



里山環境の保全、活用による生物多様性の  
確保や雨水貯留機能の向上

グリーンインフラの例

### 3 近年の「みどり」と「生物多様性」に関する動向

#### (1) みどりをめぐる動向

昭和49年(1974年)に自然環境保全法の附則を踏まえた都市緑地法(当時は都市緑地保全法)が制定されて以降、日本では環境問題への考え方や社会情勢の変化による改正がなされながらも、都市における緑地の保全や緑化の推進等、良好な都市環境の確保が図られてきました。

前計画が改定された平成28年(2016年)以降も、都市緑地法が2回にわたって改正されました。平成29年(2017年)の改正では都市公園の再生、活性化や、都市農地の保全、活用に関わる新たな制度が創設されました。その後、令和6年(2024年)には緑地が持つ多様な機能を向上させて活かすことで、社会問題解決や快適環境形成を目標とした「緑地の機能維持増進」を図る改正がなされました。また、都市公園法も平成29年(2017年)に改正され、企業等が創出するオープンスペースやPark-PFIなど、企業等と行政との連携を促進する仕組みが創設されました。さらに、まちづくりGX(緑地の保全及び緑化の推進)を推進していくものとし、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度(Well-being)の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質、量両面での確保等を推し進めるとしております。

一方で、地球温暖化やヒートアイランド現象は近年も緩和されることなく悪化し続けていること、人口減少や少子化が拡大していることから、様々な課題が生じています。こうした課題を含めた様々な国際社会問題解決のため、平成27年(2015年)に国連サミットで持続可能な開発目標「SDGs」が採択されました。本計画でも令和4年(2022年)の中間見直し以降、気候変動対策や陸上資源の保全、持続可能なまちづくり等の目標を各施策に設定しています。

#### コラム COLUMN

#### 気候変動と施策

近年、気候変動や地球温暖化が要因となり、極端な高温/低温や豪雨など、極端な気象現象が顕著になっています。国内においても短時間強雨や大雨日数が増加し、100年間で日本の年平均気温も約1.1℃上昇しています。このような状況に対して、平成27年(2015年)のCOP21で採択されたパリ協定を契機として、国際的な場での合意や各主体が施策を行っています。

#### 各機関における気候変動に関する主な施策

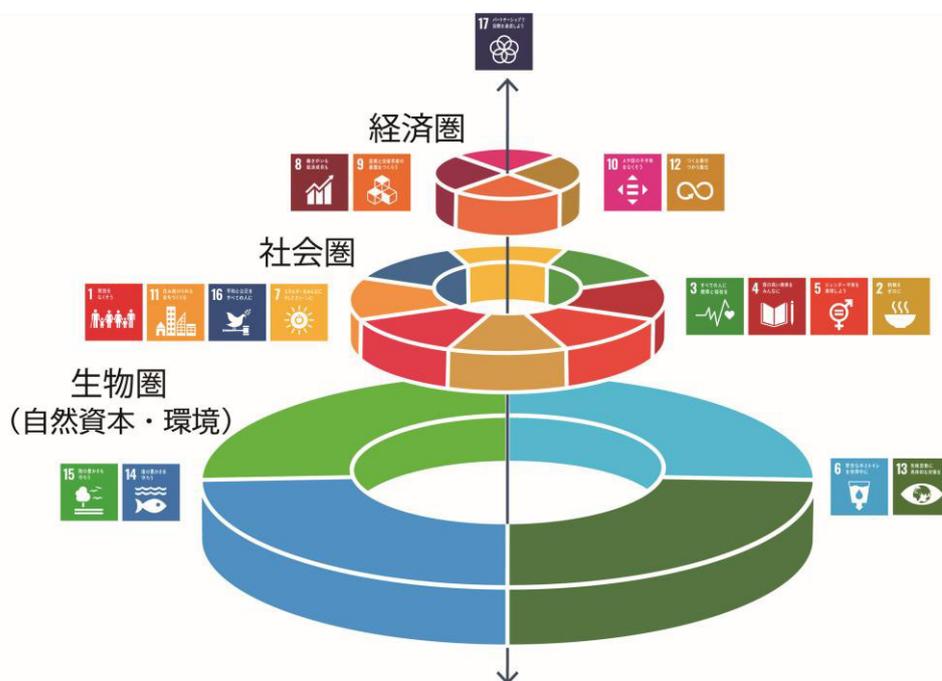
主体、名称	年次	内容
国連気候変動枠組条約 締約国会議(COP26) グラスゴー気候合意	令和3年 (2021年)	「2050年にはネットゼロにすること」の必要性を明示。 ネットゼロ：温室効果ガスの排出量を減らす、あるいは吸収する何らかの手段によって相殺して排出量を実質ゼロにすること。カーボンニュートラルと同義。
日本 地球温暖化対策計画	令和3年 (2021年)	令和12年度(2030年度)において、温室効果ガスの46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに50%まで削減することを目標として示した。
横須賀市 ゼロカーボンシティ よこすか2050 アクションプラン	令和4年 (2022年)	国の削減方針と同様に脱炭素社会を目指し「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を長期目標として示した。 みどりと特に関わりがある施策は「みどりの保全と創出【吸収源対策】」、「ヒートアイランド対策の推進」、「気候変動適応策の推進」の3つがある。

※施策は令和6年度末時点

## SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)

平成 27 年 (2015 年) の国連サミットにて、持続可能な開発のために必要不可欠な向こう 15 年間の新たな行動計画として「2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals、略称：SDGs) として、17 のゴールと 169 のターゲットが示されました。平成 28 年 (2016 年) には SDGs の概念を示す構造モデルとして、「ウェディングケーキモデル」が提唱されました。このモデルでは「生物圏 (自然資本・環境)」「社会圏」「経済圏」の 3 層からなり、人間の経済・社会活動は生物圏 (自然資本・環境) を基盤として成り立っているとされています。

令和 6 年 (2024 年) に閣議決定された第六次環境基本計画においても「近年の環境危機の顕在化は、いわゆる SDGs のウェディングケーキの図に象徴されるように、経済社会活動が、自然資本 (環境) の基盤の上に成立し、自然資本の毀損が経済社会活動に悪影響を及ぼすとの認識を世界的に定着させつつある。」と明記され、生物圏 (自然資本・環境) の重要性が世界的に定着しつつあることが示されました。



(出典：Azote for Stockholm Resilience Centre, Stockholm University CC BY-ND 3.0 に一部加筆)

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| 1：貧困               | 10：不平等        |
| 2：飢餓               | 11：持続可能な都市    |
| 3：保健               | 12：持続可能な消費と生産 |
| 4：教育               | 13：気候変動       |
| 5：ジェンダー            | 14：海洋資源       |
| 6：水・衛生             | 15：陸上資源       |
| 7：エネルギー            | 16：平和         |
| 8：経済成長と雇用          | 17：実施手段       |
| 9：インフラ、産業化、イノベーション |               |

## (2) 生物多様性をめぐる動向

生物多様性は、地球サミットが開催された平成4年(1992年)に、「生物多様性の保全」「生物の多様性の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な配分」の3つの目的を定めた生物多様性条約が採択されたことから、その言葉が強く認識されました。日本では、生物多様性の保全と持続可能な利用により、そのめぐみを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的に、平成20年(2008年)に生物多様性基本法が制定されました。

平成22年(2010年)には、愛知県で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催され、令和2年(2020年)までに生物多様性の損失を止めるために愛知目標として20の個別目標が決まりました。しかし、その後も生物多様性は失われ続け、生物多様性条約事務局は、愛知目標の期限である令和2年(2020年)に、20の個別目標のうち完全に達成できたものはないと評価しました。

こうした状況を踏まえ、令和4年(2022年)の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、この枠組で2030年までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」という「ネイチャーポジティブ」が掲げられました。同枠組みでは、この目標を達成するため、2030年までに陸域、内陸水域、沿岸域及び海域の面積のうち、少なくとも30%を効果的に保全する「30by30(サーティバイサーティ)」目標も設定され、自然環境保全の機運が急速に高まっています。また、近年では、自然の機能を活用して様々な社会問題を解決していくNbS(Nature-based Solutions)という考え方が注目され、自然環境の保全と活用の機運がより高まる一因となっています。

日本でも環境省が令和5年(2023年)にこれまでの生物多様性国家戦略を改定した「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、30by30目標の達成やネイチャーポジティブの実現に向けた基本戦略を定めています。また、同年に法的な保護区域ではないものの、生物多様性が効果的に保全されている地域「OECM(Other Effective area-based Conservation Measures)」の設定に向けた検討を契機に、自然共生サイトの運用を開始し、令和6年(2024年)には自然共生サイトの取組みを法制化した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(地域生物多様性増進法)」が成立しました。

「生物多様性の保全」という言葉は難しく感じるかもしれませんが、私たちの身近な行動の中に、生物多様性の保全につながるものはたくさんあります。ここに書かれているものはその一例です。みんなで行動すれば、大きな効果が期待できます。できることから始めてみませんか？

1. 公園・動物園・植物園などを訪ね、自然や生きものにふれましょう

生物多様性の豊かさが実感できます。また、生きものとふれあうことが癒しにつながり、自然環境についての関心が高まります。

注意：危険な生きものには近づかないよう注意しましょう



2. ペットを最後まで育てましょう

ペットには外来種や強い捕食種なども含まれるため、地域に放さず、自宅で最後まで飼うことで、地域に生息する生きものなどのくらしを守ることができます。



3. 野生の生きものとは適切な距離を保ちましょう（餌をあげない、捕らない、SNS等で拡散しない）

絶滅危惧種をはじめとする在来生物を守ることができます。



4. 省エネルギーなど地球温暖化防止対策に取り組みましょう

生きものの生息・生育環境を保全することにつながります。



5. 地元で採れたもの・旬のものを食べましょう。そして、食べ残しを減らしましょう

省エネルギーにつながるとともに、限りある資源を有効に利用することで、自然環境や生きものを守ることができます。



6. エコマークなどが付いた環境に優しい商品を選んで買いましょう

生物多様性に配慮して作られた商品を買うことで、社会全体が生物多様性の保全に関心を持つことができます。

